

練馬区北保健相談所「集団学習室」の貸出しのご案内

練馬区北保健相談所の「集団学習室」は、業務で使用する日等を除いて、地域の皆様が活動できるコミュニティスペースとして、区民等の皆さまに貸し出しを行っています。

1 施設概要

(1) 利用可能人数（収容定員） 60人

新型コロナウイルス感染症対策のため、定員の制限等を行う場合があります。

(2) 室内の様子



2 利用日および利用時間区分、使用料

北保健相談所が業務のために使用する日、年末年始（12月29日～1月3日）施設の点検や清掃日は、利用できません。

「利用時間」には、準備や後片付けの時間を含みます。

利用日	利用時間区分	使用料
平日	夜間 18:00～21:00 平日の日中は、貸出できません	1,800円
土・日・祝日	午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00 夜間 18:00～21:00	1,800円 2,400円 1,800円

時間単位で利用する場合、使用料は1時間当たり600円になります。

3 利用対象者

練馬区内に在住、在学、在勤されている方が利用できます。
同一利用者の利用は、月4回までとなります。

つぎのいずれかに該当する場合は、利用できません。

- ・公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- ・不特定多数の者が利用するおそれがあると認められるとき。
- ・特定の宗教の布教または入信を勧誘するものと認められるとき。
- ・施設の管理上支障があると認められるとき。
- ・他のお客様の迷惑になると認められるとき。

4 予約方法

(1) 先行予約
期間：利用日の2か月前の1日 午前10時から ただし、1日が北保健相談所の休館日にあたる場合、その直後の平日から (例 令和4年10月分は、8月1日午前10時から) 受付：北保健相談所の窓口(先行予約は、電話で受付できません) 先着順
(2) 空き枠予約
期間：先行予約日の翌日から利用日の7日前までの間 利用日の7日前までの予約が必要です。予約がない場合、空き枠があっても貸出しはできません 受付：北保健相談所の窓口または電話 先着順

5 使用料の減額・免除

免除・減額の適用要件は、個別に状況を確認して判断します。

主な減額・免除要件	種類
構成員の半数以上が75歳以上の区内の団体()が利用するとき 等	全額 免除
・構成員の半数以上が65歳以上の区内団体()が利用するとき ・構成員の半数以上が中学生以下の区内団体()が利用するとき ・障害者の区内団体()が利用するとき ・区内の町会・自治会等が会の活動目的で利用するとき 等	5割 減額

10人以上で構成される団体

6 予約後の手続き

予約後、1週間以内（または予約時にお知らせした期日まで）に、上記(1)～(3)を、北保健相談所の窓口にて、同時に行います。

1週間（または予約時にお知らせした期日）を過ぎた場合、無断キャンセルとして取り扱いますので、ご注意ください。

(1) 利用申請書の提出

利用申請書は、区のホームページからダウンロードできます。

(2) 使用料のお支払い

釣銭が発生しないようにお願いします。

北保健相談所の窓口のみで、現金の取扱いになります。

(3) 利用承認書の受け取り

利用承認書は、利用当日に必須ですので大切に保管してください。

7 予約の取消・変更、利用辞退

予約の取消・変更（利用承認書を発行する前）

窓口または電話で受付けします。 4 予約方法の(2)空き枠予約を参照

利用の辞退（利用承認書の発行後）

「利用辞退届」の提出が必要です。

利用日の7日前までに「利用辞退届」が提出された場合、お支払い済の使用料を還付（返還）します。7日前以降であっても、使用しなかった理由によっては、還付（返還）の対象となりますので、詳しい内容はお問い合わせください。なお、使用料の還付（返還）にはお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

利用日時の変更（利用承認書の発行後）

「利用変更申請書」の提出が必要です。

変更先の日時の空き状況を確認しますので、お問い合わせください。

8 利用当日の流れ

利用開始時間前に、1階の「施設管理室」で集団学習室の利用を伝える。

「利用承認書」を提示する。

重要：「利用承認書」をお持ちでない場合、貸出ができませんので、十分ご注意ください

施設管理員が、集団学習室の鍵を開錠する。

利用後は、机や椅子などをもとの位置に戻して原状回復する。

ゴミは持ち帰りとなります。

片付けが終了したら、「施設管理室」へその旨を伝える。

夜間は、最終利用時間(21:00)で施設を閉鎖しますので、ご注意ください。

9 利用条件（注意事項）

- (1) 多くの方が利用する部屋ですので、大切に利用してください。施設、機材、備品等を破損した場合、弁償をしていただきます。
- (2) 車での移動が真にやむを得ない方（身体の不自由な方等）を除き、自動車でのご来所はご遠慮ください。
- (3) 貸し部屋を目的とした他の区立施設とは違い、保健相談所は、乳幼児健診等を行う保健衛生に関する施設ですので、飲食（水分補給を除く）および喫煙は禁止します。
- (4) 営利を目的とする事業またはそれに類する行為を行う事業のための利用はできません。
- (5) 不特定多数の方を集める、利用者を限定しない利用はできません。
- (6) 集団学習室利用の権利を他の人に譲渡や転貸することができません。
- (7) 利用条件に反する行為があった場合、次回以降のご利用をお断りすることがあります。

問い合わせ

練馬区北保健相談所管理係

住所：練馬区北町6 - 35 - 7

電話：03 - 3931 - 1347

受付時間：(平日) 8:30 ~ 17:15

北保健相談所の施設案内（練馬区公式ホームページ）

